

第4章 総括

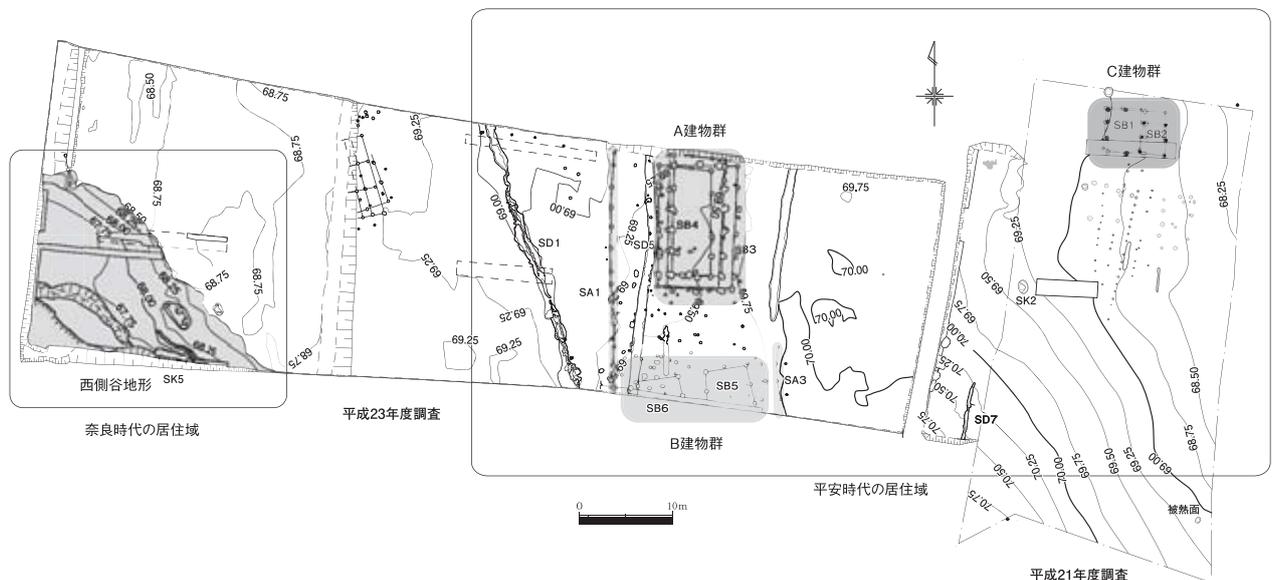
北妻側の柱筋が揃うこと、隣り合う側柱の間隔が3m離れていることから、2棟が併存していた蓋然性が高い。建物の向きが真北を向くA建物群に対し、B建物群は西偏している。この理由については、建物群の西側を流れるSD1の方向とほぼ平行関係にあることに着目すると、仮にB建物群の位置に桁行長がSB4の身舎と同規模の建物が真北を向けて建てようとした場合、SD1が建物の南側と交錯する可能性が高い。このことからB建物群は規則的な建物配置を取りつつ、建物の方向は地形に規制されたと推定される。

C建物群は同一位置に3棟の建物が連続して建て替えられているため、実際にはA建物群と同様に同時に建物群を構成していない。桁行3間、梁行2間のSB1(旧)のあと、東平側に片廂をもつSB1(新)、その後、廂のあった場所に桁行2間、梁行1間のSB2が建てられる。建物の向きがいずれもほぼ真北を向いており、SB1(新)の身舎の位置と規模がSB1(旧)とほぼ同一であること、SB3の位置SB1(新)の廂と重複することから、A建物群と同様に規格性のある重要な建物であったと推定される。ただしSB1(旧)から(新)にかけて廂を増築し、SB2では大幅な減築が行われたことから、建物の性格が変容したことが推察される。

A・B建物群の西側に、ほぼ真北方向に伸びるSA1は、建物敷地の西限を区画した柵(塀)の跡と推定でき、A建物群とB建物群の間の空閑地に面して柱間2間分の空きがあることから、敷地の出入り口の可能性が考えられる。SA1の東側に並行する溝SD5はA・B建物群に先行する時期の区画施設と考えられる遺構である。また、B建物群の東側で検出したSA3については柱筋の通りが悪いものの、B建物群建物の主軸に沿うことから、建物敷地内の間仕切りの柵(塀)の可能性を指摘することができる。

建物敷地の中央にあたる、A・B建物群とC建物群の間には遺構を検出できなかった。この範囲は丘陵の頂部にあたり、圃場整備によって大きく削られているために、本来存在した建物跡などの遺構が失われたとも考えられるが、中心的建物であるSB4・SB5の正面に設けられた中庭の可能性が考えられる。

掘立柱建物の時期は、柱穴内から出土した土師器坏の形態から伯耆国庁編年の第2段階に比定できる。A建物群のSB3・SB4については、底部が丸みを帯びる伯耆国庁SK05土器の特徴を示すことが



第53図 樋口西野末遺跡古代遺構配置図